

令和4年

総務委員会

3月8日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和4年3月8日

午前10時00分 開会

午前11時58分 閉会

1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	堀内ちほ	委員	宮本英彦
委員	鵜飼貞雄		
議長	一色美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	小串真美	市民生活部長	馬場秀樹
秘書広報課長	馬場千春	企画政策課長	中村泰正
公共施設管理課長	中田勝次	情報システム課長	小川正寿
財政課長	萩野昭久	総務課長	山田隆貴
防災防犯対策課長	堅田直寛	税務課長	塚本由佳
債権管理課長	加藤健治	市民協働課長	松本小牧
市民課長	杉浦由季		

5. 傍聴議員

いとう ひろし	服部 龍一	中村 めぐみ	ごとう 学
三浦 桂司	近藤 ひろひで	青木 亮	郷右近 修
清水 義昭	近藤 郁子	近藤 千鶴	ふじえ 真理子
近藤 善人			

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（月岡修一議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は7つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（一色美智子議員） 皆さん、おはようございます。

本日から常任委員会、予算委員会と続きます。感染防止の観点からも、円滑な議事運営をお願いいたします。本日の総務委員会、慎重審査、よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（月岡修一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第12号 豊明市防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第12号 豊明市防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の制定について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、沓掛保育園跡地を備蓄倉庫として使用するに当たり、条例で規定する必要があるためです。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

第1条ではこの条例の趣旨を、第2条では施設の名称及び位置を、第3条では市長が管理することを定めております。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 このたびの議案ですけれども、備蓄倉庫を設置するためについていうことで必要になってくるということなんですけど、事前の説明では、調整区域のため条例でこういった用途変更しないといけないという、お伺いしてるんですけども、その辺り、ちょっと分かりやすく説明していただけますでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁を願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、今、御説明ありましたけど、沓掛保育園は市街化調整区域に建っております。市街化調整区域につきましては、使途、用途が変更される場合、都市計画法の開発許可が必要となりますけれども、公益上必要な建物等は都市計画法の開発許可が不要となります。ただ、その開発許可が不要となる要件といたしまして、市の事業の用に供する施設の証明として施設の設置管理条例を制定するということが必要になるということで、県からの指示がございました。そのため、今回、条例化させていただいております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 この沓掛保育園跡地を一部再整備しという、その一部分はどの部分ですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 現行の沓掛保育園につきましては、園児さんたちが使う施設と、あと、その遊戯棟ってところがございまして。今回、備蓄倉庫に転用させていただこうとしてるのは、その遊戯棟のみという形になりますので、一部という形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 防災備蓄倉庫にするということなんですけども、この防災備蓄倉庫にどういったものを備蓄する予定なのか。というのは、以前、各学校にも備蓄倉庫というのを設置して新たに造ったと思うんですけども、そういったところとの違いについてお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今回、一般質問等でもちょっと御説明させていただいたところもございまして、基本的に、今ある備蓄倉庫には必要最小限といいますか、例えば特にコロナ禍で2年間ありましたけども、パーティションであったりとか段ボールベッドとか、これまで必要としてなかったものとかの備蓄も優先して入れる形になりました。ただでさえ狭いところにそういったものも増えたということで、現行、本当に必要最小限という形になっております。

前置きがちょっと長くなりましたけど、今回、お認めいただいた場合なんですけども、これ、例えば社会福祉課さんとか、いろんな健康福祉部の各施設のほうからも意見を頂戴しまして、例えばですけども、高齢者の方で、通常の食事はあるんですけども、とろみ剤であったりとか、あと、そういったドライシャンプーとかボディソープとか、そういった、薬を飲むときに必要なものの薬飲みとか、そういった今まで入れなかったもの、そういったものを新たに追加したいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この備蓄倉庫がなぜこの位置に設置する必要があるかということで、避難場所と結構離れてて利便性も悪いような気がするんですけども、果たしてこの立地場所というのが適切なのかどうかは、どのように考えてるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁を願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほどの繰り返しにもなりますけども、備蓄倉庫自体は、私ども、スペース等が問題があって、常々そういった問題点としては考えておりました。

このたび杳掛保育園が3月31日をもって閉園となるということを確認しまして、そのこと、遊戯室を備蓄倉庫として再活用させていただくことにしたんですけども、この場所につきましては、ハザードマップ等からも水害や地震による液状化の可能性も非常に少ないというところになっております。

さらに、現行の防災倉庫につきましては、基本的には、市の1号線のところ、南部、北部か南部かっていけば南部になります。今回の杳掛保育園というは北部になりますので、そういった形でのリスク軽減等も含めてメリットがあるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほど言われました坂部にある倉庫との兼ね合いといいますか、杳掛のほうには、先ほどの回答で、食料とか、どちらか言えば民生関係の備蓄かなと思うんですけど、坂部の今ある倉庫との兼ね合い、兼ね合いと言いますか、区分けはどんなイメージになるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 大きく入れ替えるということはありません。当然、坂部のほうには現行で必要なもの、食料品等も含めて全て入っておりますので、こちらの杳掛のほうにも同様に食料品とかも入れさせていただくと、そういった、先ほど申し上げました新しいものとかを入れてく形になります。

今後、そのスペース等の問題もあつたりとか配置のほうに変更が必要だということがあれば、その都度入れ替えていく予定はございますけど、現行は、坂部については特にいじる予定は今のところございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、この沓掛保育園の施設、これ、昨日頂いた公共施設の中期整備プランを見ますと、もう築年数が67年たっていて、もうかなり老朽化してるのかなと思うんですけども、これ、耐用年数はどれくらいとを考えていて、改修等は必要はないんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、耐震の改修等もやっております、平成19年に保育園のこの遊戯室については改修しておりますので、まだまだ十分、耐震も含めて大丈夫だというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 1点だけ、すみません。その遊戯室というのは、保育園の園舎の中でも独立した部屋なんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） ちょっと図があればいいんですけども、基本的に正面の駐車場から入ったときにコの字の形になっております、沓掛保育園は。左側と、あと、一番正面のところは園児さんたちがやる部屋なんですけど、右側、一番右手のところは遊戯室という形になっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、棟で連なってるということですので、そこはそこだけで、

将来的に沓掛保育園の解体ということもあるんですけど、そこだけ独立した倉庫になるという将来的なイメージでいいんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 園児さんたちが今、使ってらっしゃる棟とは渡り廊下でつながってるような形になりまして、今回の県の指示でも、その渡り廊下部分を一部外せば独立した施設として認めるということでしたので、その部分を外させていただく形で考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もともとその遊戯室等の建物ってということで、普通のその防災備蓄倉庫よりも、そういった維持管理のコストが結構かかるんじゃないかなと思うんですけども、どれぐらいの年間の維持コストって考えられていますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 建物についてはもう必要最小限ということで、何も特に改修する予定はございません。

今、現行で園として使ってるところの施設費用なんですけども、こちら令和4年度から一部私どもが受ける形になりますが、現行では電気代以外は一切もう、電気代と消防の保守以外は全て廃止するというので、必要最小限で行いたいと考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっともしか先ほど回答あったかもしれないんですが、市内各所にいろいろ防災備蓄倉庫等あると思うんですけども、今回この設置条例ってことでつくりますので、ほかのところも含めてまとめて入れるっていうのは検討されなかったんですか。入れなかった理由をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほどちょっと説明させていただいたところもかぶってきますけども、基本的に今回の条例制定につきましては、調整区域で新たに既存の建

物を用途変更するために県から必要だということでの指示で条例化しております。ですので、現行の今まである施設につきましては、市がそのまま防災倉庫として建築しておりますので、特に条例化を改めてする必要はございませんので、今回の分だけ条例でお願いしてという形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第13号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。

説明に入らせていただく前に、3月7日、本会議場でも市長よりお伝えさせていただきましたが、議案第13号に誤りがありましたので修正をさせていただきたいと思っております。

議案の2ページ目、下から5段目、「改める」の後ろに句点の丸が抜けておりました。今後、このようなことがないようにいたします。大変申し訳ありませんでした。

引き続き、議案第13号の説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されたことに伴い、必要があるからです。

1枚おめくりください。

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例第2条第2号では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を個人情報の保護に関する法律第2条第2項に、第6条第3号では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項

を個人情報の保護に関する法律第2条第9項に、第21条第1項では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第19条を個人情報の保護に関する法律第83条に、第22条では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第20条を個人情報の保護に関する法律第84条に改めるものです。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の法改正で市の運用上の影響が何かあるかどうか、お願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 改正に対する市への影響ですが、この条例につきましては、デジタル社会の形成に係る関係法律の整備に関する法律の廃止によりまして、ずれが発生しました。特に影響等はございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの回答で、ずれが発生しただけで内容は変わらないということですが、この提案が行政機関の保有する個人情報の保護と独立行政法人の保護のこの2つが廃止されて、個人情報保護のほうに全部統一されたら、そういう理解をしてるんですけど、その統一された、統合されたほうの個人情報保護に関する法律は、改正はされていないのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 個人情報保護法につきましても改正はされております。

ただ、今回提案をさせていただいております4月1日の改正につきましては、引用条文のずれの部分が自治体に対しては適用されます。

ただ、令和5年春までというような予定となっておりますけれども、それまでに個人情報

報保護法に市の個人情報保護条例が統合されるような形になりますので、そちらにつきましては、今後、令和4年中をかけた上で、市民の方に影響のないように改正のほうを進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういうふうにより一本化、個人情報保護法により一本化されてるわけですが、そういうふうになったとしても、市独自で、そういった条例改正等で保護の体制を例えば強化していくような、そういったことは可能なんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 法律につきましては一本化されますけれども、例えばなんですけれども、情報公開の公開の手数料、そういった部分は法律等で定められておりませんので、そこをちょっと条例で定めるのか、また別の条例に盛り込むのか、そういったものも含めまして今後の検討課題となっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 確認だけですけれど、今回の問題は、その2つがなくなって廃止されたことによって条ずれが生じたからその条ずれの改正だけで、個人情報保護そのものに関する法律は令和4年度で検討して改めて改正するという、そういう理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 委員のおっしゃるとおりで、そのとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第13号の豊明市個人情報保護条例の一部改正についてですけど、賛成の立場で討論いたします。

ただ、今回、この個人情報保護法の改正の背景には、やはりデジタル化の推進ということがあると思っております。これは行政の効率化っていう点と、また、そういった民間等とのこの個人情報の利用につながってくるような危険性もあるということが言われてます。でするので、今後そういったデジタル化が進んでいく中で、市として、どういう、どのようにして個人情報を保護していくのか、取り扱っていくのか、市独自の保護措置、取扱いなども今後しっかり検討していただくようお願いをしまして、賛成とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第14号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、豊明駅東の駐輪場に管理人室を設置するに当たり、市の事業として実施することを条例で規定する必要があるためです。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

1枚おめくりください。

第1条中、豊明市有料自転車駐車場の次に、その他市の運営する自転車駐車場を加えております。

第5条では、ただし書として、豊明駅東自転車駐車場の利用者は、別表第2の規定に関わらず、使用料を徴収しないこととしております。

別表第1において、豊明駅東自転車駐車場を追加しております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

すみません、ここで1点おわびと訂正をお願いしたいと思います。

新旧対照表を御覧ください。

第1条の下線の部分で、「その他市が運営する自転車駐車場」とありますが、正しくは、「その他市の運営する自転車駐車場」となっております。大変申し訳ございませんでした。

以上、説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この条例改正で……。ただ、この有料自転車駐車場条例というのは来年度で廃止となるんですけども、こういった改正をする必要がある背景、理由についてお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） この条例の背景につきましてなんですけども、先ほどの備蓄倉庫とも同様なんですけども、豊明駅の駐輪場につきましては市街化調整区域になっております。そのため、ここに管理人室、建物を建築するに当たりまして、条例で市の事業ということで指定するためには、条例化が必要だということでの県の指示で制定させていただく形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは、調整区域に管理人室を造るってことなんですけども、これ、条例をこういうふうにして改正しなかったら、管理人室ってのは設置できないっていう認識でいいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 現行の土地は、特にここはNEXCOさんの土地になっておりますので、私どものほうで特に土地の、例えば分筆とかも含めてそういうことは一切いじれませんので、現行では条例化しない限りは管理人室は設置できません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、そこに管理人室を建てるっていうことなんですけども、これはいつ判明されたんですかね。というのは、9月議会で条例について検討を審議してるんですけども、そのときに間に合わなかった理由をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今おっしゃられたとおり、本来であれば、事前に分かっておればそのとき当然やらさせていただいたんですけども、こういった打合せにつきましては、順次順番に従って打合せしております。こちらの管理人室の条例が必要だということも、その9月時点では、そういったとこの検討課題のところにはまだ入っておりませんで、条例化のときに間に合わなかったというのが理由でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかには質疑のある方。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第14号ですけど、私は、この議案は反対の立場でいたいと思います。

そもそも整備センターにこういった長期間任せていくということには反対の立場でありますし、やはりモニタリングの体制等も、やはりノウハウもない職員が確認するだけってということで、なかなか不十分であるということも、これ、私の一般質問ですけど、そういうことも分かりました。

そういった中で、そういう企業に対して特別に認めていくというようなそういう条例改正でもありますし、それから、やはり一度そういった駐輪場の再整備の関係条例で審議してますので、そういったところでしっかりまとめて提出すべきだったのではないかなと。やはりそういった確認だったりとかそういった調整、検討が漏れていたんじゃないかなというように、思うようなそういう条例改正でありますので、きちっとこういったことを整理して、検討して出させていただくということもお願いしまして、この議案は反対とします。

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

(討論、討論、賛成討論の声あり)

(賛成討論やりますの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 失礼しました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

この条例の改正は、いわゆる駐輪場の再整備に関わる、駐輪場センターだったかな、への委託に関するところでの条例改正だと理解してます。

そもそも駐輪場の再整備、センターへの委託は、今日的な情勢を踏まえれば行政サービスの向上につながってますし、民間の活用ですので、それはそのこと自体には私は賛成であります。それに関わる条例改正ですので、それまでのいわゆる事務手続的な管理人室等の関係での条例改正だと理解してますので、この一部改正について、何ら問題なく賛成でございます。

以上です。

○総務委員長(月岡修一議員) ほかに討論のある方。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(月岡修一議員) 賛成多数であります。よって、議案第14号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長(馬場千春君) それでは、議案第15号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、国家公務員の取扱いに準じて改正する必要があるからでございます。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関しては、昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で両立支援のために講じる措置が明らかにされており、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、非常勤職員の取得要件緩和等を行うものでございます。

それでは、議案内容の説明をいたしますので、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条では、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和で、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止し、1枚おめくりいただきまして、第19条では部分休業の取得要件について、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するものでございます。

また、5章雑則では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を明記しております。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第2条にあります任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員、これがなくなるってことで、影響の出る非常勤職員というのは、今現在、何名いらっしゃるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今回の改正は、非常勤職員の取得要件緩和を行うもので、主には会計年度任用職員が該当するかと思います。

ただ、本市においては、これまで育児休業を取得した会計年度任用職員がおりませんので、改正による影響は分かりかねます。

また、3月1日現在、633名の会計年度任用職員さんに働いていただいております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 参考資料の3ページ、第5章の雑則で、第23条にもそういった当該職員、またはその配偶者が妊娠し出産したこと、そのときに該当職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないというふうにあるんですけども、今、先ほどの話ですと、そういった会計年度任用職員の方で育児休業を取られている方はいないということなんですけども、今までこういった相談とか面談とか、そういったことはされていたのかどうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 既にこういった相談等は実施をしております。該当職員へは制度が分かりやすいようなチラシで周知をし、手続等も必要になってきますので、一覧表でチェックができるようなものであったりとか、必要な書類の漏れがないようにとか、そういった説明を制度の周知とともに行っております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認なんですけれども、こういう面談等自体は実施した実績はあるということと、やはり、それでも育児休業取得した方がいらっしやらないということは、やはりその辞められたっていう方が多いのかなと思ったんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 相談については人事系のほうで行って、所属長を経由して人事系のほうで説明、相談させていただいておりますが、今まで非常勤職員の育児休業について、制度としてはこれまでもございましたが、いわゆる会計年度さんとして雇用される方といいますか豊明市にお申込みいただく方は、子育てが一段落した方が多うございますので、改めて豊明市に採用されてから育児休業を取得という方はおりませんでした。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この条例改正は、会計年度任用職員さんの条例を改正することなんですけれども、そもそも正規職員さんの取扱いはどうなっておるんでしょうか。というのは、これは育児・介護休業法が改正されておりますので、その取扱いに準じて改正することなんですけど、例えば現行の正規職員さんの、ここでいう第24条環境整備に関する措置とか、こういうのは現行の職員さんはあるんでしょうか。改正する必要はないのか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現行のこの第23条、24、第5章の部分に関しては、正規

の職員も対象となります。既に制度周知は行っておるんですが、環境整備に関する措置としましては、所属においての取得をしやすい雰囲気であったりとか、そういったことの醸成も図ることを踏まえまして、所属長にも制度の出生に対する制度への理解を深めることを行っております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、ここの豊明市職員の育児休業等に関するこの条例という対象者は、この1年以上の云々というところを削除したということで、職員さんも会計年度任用職員さんも全部に、全員の人が対象になっておると、そういう理解でよろしいんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 本条例の対象となりますと、正規職員も非常勤職員も対象ではありますが、今回の改正部分の1年以上の期間を廃止というのは、非常勤職員に対しての該当部分の改正になりますので、そこは非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員に対する要件緩和ということになっております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません。1つだけ聞かせてください。

24条の（2）相談体制の整備なんですけど、先ほど御説明では、所属長も上長を通して人事係に相談する、現行がそういうふうだというふうに理解しましたが、今後も今までどおりの方法で行くのか、また、何か相談体制というのを別にしくのか、何かあったら教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 現段階では、改めた相談体制というのは予定はしておりませんが、人事係の中にも育児休業を取得した職員もおりまして、自身の体験も踏まえながら、職員から相談があったときにはアドバイスをすると。また、既に過去に育児休業を取得した職員の体験談などの該当事例も庁内のポータルサイトで紹介をさせていただいて

おりますので、まず、相談に行く前に、ちょっとどんなことだろうと思う職員は、そういうものを御活用いただいております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 もう一度確認しますが、この育児休業等に関する条例は、会計年度職員はそういう期間の制限があったけれど、そういうのを撤廃しましたよと、撤廃した結果、この条例そのものの取扱いは正規職員さんと一緒になりましたと、一緒の取扱いにしますということと、それと、正規職員さんも第5章23条、24条が追加されてますよと、こういう理解でよろしいんですね。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 1年以上の要件緩和、第2条の要件緩和は、非常勤職員を対象としたものであります。

あと、細かいこととお話ししますと、期間とかは非常勤職員と正規職員と若干取得の期間が違ったりはしておりますが、今の23条、24条は、非常勤職員も正規の職員も同じという取扱いになります。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これ以外にも、若干会計年度任用職員は正規職員さんと違う条件があるということですが、その条件というのは、改正の育児・介護休業法に違反しておるといったことはないですね。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） ございません。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 23条、24条のところで一般職員も含めてってということなんですけど

も、これは男性職員の育児休業についても係ってくるかなと思うんですけど、そういったときに、相談があったときに、そういった休業の制度の説明であったりとか面談等されてるかと思いますが、現状が、まず、できているかどうかというのと、今、男性職員の育児休業の取得率、以前、何か結構下がっていたようなお話を聞いたんですけども、今、どういう状況なのかお聞かせください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 令和3年度ですと、令和4年の2月1日時点で男性職員は6名育児休業を取得しております。対象者の44.4%になります。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その23条、24条は、新たに追加される条文ということで、実施しているというようなお話ですけども、今回こういったことで、条例追加したことで、特別何か実施しようと思ってることって何かあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今後は、やはり職場の理解といいますか、取りやすい雰囲気というのを目指していきたいと思っておりますので、該当者、その育児休業を取得する職員だけに限らず、周りの職員も理解をすることによって力を入れていきたいと思っております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

討論はありませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

別表1及び別表2から、尾張旭市長久手市衛生組合を削除するものでございます。

附則としまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させてあるんですけど、何で脱退させるんですか。何かあったんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 尾張旭市と長久手市のその組合は、施設の老朽化と処理量減少による解散と聞いております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第27号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 愛知県競馬組合規約の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野財政課長。

○財政課長(萩野昭久君) 議案第28号 愛知県競馬組合規約の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、名古屋競馬場の移転に伴い、組合事務所の位置が現在の名古屋市港区から弥富市に変更となるため必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第4条中の組合事務所の位置を、名古屋市港区から弥富市に改めます。

なお、附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(月岡修一議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 1点だけ。名古屋市から弥富に移転するんですけど、移転に伴って豊明市に何か与える影響のようなものはあるんでしょうか。

○総務委員長(月岡修一議員) 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長(萩野昭久君) 特に影響というものはなくて、4年度から、一応配分金というんですかね、そういった入のほうが始まります。

以上です。

○総務委員長(月岡修一議員) 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 令和3年度豊明市一般会計補正予算(第13号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

塚谷議事課長。

○議事課長(塚谷友昭君) それでは、議案第29号 令和3年度豊明市一般会計補正予算(第13号)のうち、議事課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の33ページ、34ページをお開きください。

上段、議会費で581万4,000円を減額するものです。

金額の大きいものを御説明いたします。

説明欄を御覧ください。

議員活動事業の上から4つ目、費用弁償及び普通旅費82万9,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響により全国都市問題会議などの各種事業が書面開催や中止となったことによるものです。

その下の調査旅費239万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3つの常任委員会及び議会運営委員会の行政視察を見合わせたことによるものです。

次に、事務局事業の上から3つ目、印刷製本費50万8,000円の減額は、議会だよりの入札結果及びページ数が確定したことによるものです。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長(月岡修一議員) 続けてください。

山田総務課長。

○総務課長(山田隆貴君) それでは、続きまして、総務課所管の補正予算について御説明をいたします。

補正予算書、同じく33、34ページ、下の枠の上の段を御覧ください。

一般管理人件費事業につきましては、後ほど秘書広報課長より御説明をいたします。

続きまして、その下の段、庁舎管理事業22万9,000円の減額は、右の説明欄、庁舎管理業

務委託料、窓口案内業務委託料、次のページをめくっていただきまして、36ページの一番上の説明欄です。電話設備保守委託料の執行残を減額するものとなっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、37ページ、38ページをお願いいたします。

38ページ、一番上の欄、文書事業の49万6,000円の減額は、主なものとしまして、右の説明欄で通信運搬費の減額で、執行見込みの金額を残して減額するものとなっております。

続きまして、同ページの下から2段目の囲いです。

庁舎維持管理事業184万2,000円の減額は、主なものとしまして、令和3年9月議会の補正予算でお認めをいただきました雑用水加圧給水装置の更新工事の工事が完了したことに伴いまして、その入札残を減額をさせていただきます。

その下の段、公用車管理事業363万7,000円の減額は、主なものとしまして、公用車車検整備等委託料の入札及び執行残を減額するものです。

続いて、その下の公用車運転業務委託料につきましては、こちら、執行見込みに合わせて減額をさせていただきます。

1ページおめくりいただきまして、39ページ、40ページをお願いいたします。

一番上の段、財産管理事務事業64万9,000円の減額は、主なものとしまして、右の説明欄で、測量等委託料を執行見込みに合わせて減額をさせていただきます。

続きまして、47ページ、48ページをお願いいたします。

48ページの下段です。衆議院議員選挙費の1,019万8,000円の減額は、令和3年10月に執行いたしました衆議院議員選挙の執行経費が確定したことに伴いまして減額をさせていただきます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、23ページ、24ページを御覧ください。

24ページ、下の囲みです。2番目の選挙費委託金の1,019万8,000円の減額につきましては、細節で御説明をさせていただきます令和3年10月に執行されました衆議院議員選挙の執行経費が確定したことに伴いまして、委託金の額が確定したため減額をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、25ページ、26ページをお願いいたします。

26ページ、一番下の段です。土地建物売払代金の1億4,071万7,000円の増額は、土地の売払いに伴う収入です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて説明をお願いします。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

予算書の35ページ、36ページの上段をお願いいたします。

2款 総務費、1項1目の契約検査事業の減額は、執行額の確定見込みによる減額補正でございます。

続きまして、37ページ、38ページの中段をお願いいたします。

5目の財務会計事業と財政管理事務事業の減額についても、執行額の確定見込みによる減額補正でございます。

続いて、93ページ、94ページをお願いいたします。

上段の13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は、3億3,700万6,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立て後の基金残高は38億315万5,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の2目の教育施設建設及び整備基金積立金は、将来の施設整備などへの備えを強化する意味で9億5,000万円の積立てを行うこととし、9億4,966万4,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立て後の基金残高は15億8,557万5,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の3目 公共施設建設及び整備基金積立金につきましても、将来の施設整備などへの備えを強化する意味で9億5,000万円の積立てを行うこととし、9億4,900万9,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認めいただきますと、積立て後の基金残高は26億6,014万2,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、11ページ、12ページにお戻りください。

上段の7款1項1目の地方消費税交付金につきましては、決算見込みにより1億円を増額するものです。

続いて、その下の9款1項1目の地方特例交付金は、交付額の確定見込みにより1,500万2,000円を減額し、合計を9,499万8,000円とするものです。

続いて、その下の10款 地方交付税、1項1目の普通交付税4億7,758万7,000円でございます。これは、国の交付税の再算定により令和3年度の普通交付税額が19億7,669万5,000円との決定を受け、差額を増額補正させていただくものです。

続いて、25ページ、26ページをお願いいたします。

中段の16款 財産収入、1項2目のそれぞれの基金利子の計上は、確定見込みによるものでございます。

続いて、27ページ、28ページをお願いいたします。

上段の17款 寄附金、1項1目の競馬場周辺整備事業寄附金の5,618万円の増額は、日本

中央競馬会様からの環境整備事業費の確定によるものでございます。

続いて、29ページ、30ページをお願いいたします。

上段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金5億2,462万9,000円は、年度末までの留保財源とさせていただいておりましたものを計上するものです。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

続いて、31ページ、32ページをお願いいたします。

21款 市債、1項5目の臨時財政対策債は、国の交付税の再算定により3億7,880万円を減額し、合計を10億350万円とするものです。

地方債につきましては、8ページの第3表 地方債補正、変更にて計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて、馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 続きまして、秘書広報課が所管する主なものについて御説明いたします。

歳出より説明をしますので、補正予算書、35、36ページを御覧ください。

ページの中ほど、2款1項2目 秘書人事管理費を3,705万1,000円減額いたします。

36ページの説明欄を御覧ください。

1 秘書人事人件費内の説明欄の上から2つ目、職員共済組合負担金2,700万円の減額は、当初予算作成時に未確定である負担金率の確定による減額となります。

その3項目下の社会保険掛金負担金295万円の減額は、予算積算時は予算の範囲内の最上限を見込んでおりますが、実際の任用の状況などにより差額が生じて減額となるものです。

その2項目下、尾三消防派遣職員負担金につきましては、派遣職員の役職が変更になったことによる減額です。

1つ飛ばしまして、次の3 職員研修事業の説明欄を御覧ください。

研修旅費、職員研修委託料、実務研修費負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で研修がオンラインの開催、自粛及び中止等による減額であります。

その下の4 秘書人事管理事務事業、説明欄の3項目め、一般報償費45万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で各種大会の自粛や中止により今年度開催されなかったものによる減額になります。

また、費用弁償及び普通旅費と市長・市交際費の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症で自粛及び中止の影響を受け減額するものです。

1枚おめくりいただきまして、38ページの2段落目、広報活動事業の説明欄を御覧ください。

印刷製本費90万円の減額は、カラー刷り単価、2色刷り単価の減額によるものです。

2枚おめくりいただきまして、41、42ページを御覧ください。

10目 市民相談費、市民相談業務、右ページの説明欄を御覧ください。

市民相談委託料は、コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった5月から7月分の相談委託を減額するものです。

続きまして、今回の補正予算書に計上させていただいております各款ごとの人件費について、まとめて説明をさせていただきます。

全会計におきまして、昨年度より市の全体方針としまして、歳入においても歳出においても決算額に近づけるよう示されております。

34ページの一般管理人件費をはじめ、各款ごとの人件費につきましては、予算作成時の過程の人数に対しての増減や、育児休業、部分休業の取得、また、人についてくる手当てや役職など、属人的な要因により減額となっておりますことを御理解いただきたいと思います。同一款内でやりくりをした結果、執行見込額を精査し、支給に影響のない範囲での減額とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） ここで会議の途中でありますが、10分間の休憩とさせていただきます。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

○総務委員長（月岡修一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第29号について、中田公共施設管理課長から説明を求めていきます。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、公共施設管理課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出より御説明いたしますので、補正予算書39ページ、40ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業2億7,042万5,000円の増は、右の説明欄1行目から3行目につきましては、各委託料における執行残額による減額をするものです。4行目から11行目の計8件につきましては、全て工事費でございまして、各工事費の執行

残額の確定や見込みにより減額をするものでございます。

主なものだけ説明させていただきます。

4行目、総務費営繕工事費5,970万円の減は、主に、国庫補助事業（仮称）多世代交流館整備工事によるものでございます。

下の5行目、教育費営繕工事費2,140万円の減は、主に、防煙シャッター等改修工事及び校舎屋上防水改修工事の執行残額などでございます。

一番下段、最下段の12行目、中学校トイレ改修工事費3億8,748万6,000円は、中学校におけるトイレの洋式化、さらに、校舎のトイレにつきましては乾式化とするためのものでございます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、17ページ、18ページをお開きください。

14款 国庫支出金、上段、2項5目 土木費国庫補助金、2節 都市計画費補助金1,561万9,000円のうち、右の説明欄の3行目、都市構造再編集中支援事業費補助金に充当される1,453万6,000円の増が含まれて……、失礼しました。もう一度説明いたします。失礼しました。都市構造再編集中支援事業費補助金1,442万円の増の中には、多世代交流館整備事業に充当される1,453万6,000円の増が含まれております。

失礼しました。

その2列下の7目 教育費国庫補助金、3節 学校施設整備費補助金1億880万2,000円のうち、右の説明欄の2行目、公立学校施設整備費補助金1億662万4,000円は、中学校トイレ改修工事に充当されるものでございます。

続きまして、予算書27ページ、28ページをお開きください。

下段の表、18款 繰入金、1項、1行目、2目 公共施設建設及び整備基金繰入金400万円の減は、歳出にて御説明いたしました、歳出にあります冷温水発生機更新工事費の執行見込みに沿った減額でございます。

同じく、2行目、3目 教育施設建設及び整備基金繰入金1,130万円の減は、同じく歳出にて載っております教育費営繕工事費の執行残額に対応したもの及び中央調理場ボイラー工事費の執行見込みに沿った減額でございます。

じゃ、今度は、31ページ、32ページをお開きください。

起債の説明をさせていただきます。

同じく、補正予算書8ページ、第3表 地方債補正にも記載はありますが、こちらで説明をさせていただきます。

21款 市債、1項1目 総務債、1です。1目 総務債は、右の説明欄、1行目、1節 多世代交流施設整備事業債7,550万円の減は、歳出で説明いたしました多世代交流館施設

整備工事費及び同じく管理業務委託料の執行見込みに沿った減額でございます。

2行目、4節 学校施設改修事業債2億7,430万円の増は、歳出で説明させていただきました中学校トイレ改修工事に充当するもの及び教育費営繕工事費の執行見込みに沿った減額によるものでございます。

最後に、補正予算書の8ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費の追加補正でございます。

2款 総務費のうち、1行目、公共施設管理事業3億8,748万6,000円は、先ほども述べました中学校トイレ改修工事について、年度内に完了が困難であるため全額繰越しとして計上させていただきました。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて、中村企画政策課長、説明を求めます。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の40ページ、下から2段目を御覧ください。

企画事務事業の説明欄、まちづくり推進業務委託料19万7,000円の減額は、まちづくりアンケート調査業務委託料の入札残となります。

その下段にあります地域創生事務事業の説明欄、循環バス運行負担金180万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運賃収入が当初の見込みほど回復しなかったため増額するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をしますので、補正予算書の16ページの下表の上から2段目を御覧ください。

企画費補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億2,492万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な事業を実施するための交付金となります。

その下にありますマイナポイント事業費補助金130万4,000円は、マイナポイントの予約申込み支援業務に対する補助金となります。

以上で企画政策課の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて、松本市民協働課長、説明をお願いします。

（委員長の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） もう指名してありますので、どうぞ。

○市民協働課長（松本小牧君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、41ページ、42ページを御覧ください。

2款1項11目の市民活動推進費は542万3,000円の減額です。

それでは、主なものについて事業ごとに御説明いたします。

42ページ、1 市民活動推進事業の393万8,000円の減額及びその下、2 都市・国際交流事業の73万5,000円の減額は、新型コロナの影響による豊明秋まつりや友好自治体交流事業等の中止に伴い減額するものでございます。

その下、3 区長会事業の75万円の減額は、集会所改修等補助金の執行見込み残です。続きまして、49ページ、50ページを御覧ください。

2款5項2目の商工統計調査費は7万5,000円の減額です。これは、令和3年経済センサスの完了に伴う執行残及びそれに伴って例年実施しておりました工業統計調査が廃止になったことにより、不用額を減額するものです。

続いて、歳入について御説明いたしますので、23ページ、24ページを御覧ください。

15款3項1目4節の統計調査委託金は、先ほど歳出で御説明させていただきました各種統計調査に係る経費の減額に合わせまして、同額を補正減するものでございます。

続きまして、繰越明許費補正について御説明させていただきますので、8ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正の上から2つ目、市民活動推進事業1,311万9,000円は、12月議会でお認めいただきました共生交流プラザ用物品購入費と備品等移設作業の委託料でございます。これは、施設全体の工事完了が当初の予定より遅延したことにより移設作業が新年度にずれ込むこと、また、半導体不足の影響を受け、備品の調達が遅延するおそれがあることに伴う繰越しです。

以上で市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて、小川情報システム課長、説明をお願いします。

○情報システム課長（小川正寿君） 続きまして、情報システム課所管部分について説明させていただきます。

歳出から説明いたしますので、補正予算書41、42ページ、最下段を御覧ください。

12目 電算管理費の主なものについて説明しますので、右の説明欄を御覧ください。

1節 報酬、情報処理業務218万3,000円の減額は、産休代替の会計年度任用職員分でございますけれども、4月の人事異動により正規職員が増員になったことにより、雇用せず不用額となったものでございます。

1ページおめくりいただいて、43、44ページ、説明欄2行目でございます。

12節 委託料、電算関係委託料630万円の減額は、データ標準レイアウトの改版に伴う改修や統合型GISの構築等が安価に済んだことによるものでございます。

続いて、その下、行政手続オンライン化関係委託料1,021万9,000円の増額は、子育て関係や介護関係について、マイナンバーカードを使ってオンライン手続が行えるよう申請管理システムの構築を行うものでございます。本事業については、8ページ、第2表にありますように繰越明許費を予定しております。

続きまして、歳入を説明いたしますので、15、16ページを御覧ください。

14款2項1目3節 電算管理費補助金、説明欄、デジタル基盤改革支援補助金510万9,000円は、歳出で説明しました行政手続オンライン化に対する補助金で、交付率は2分の1となります。

以上で情報システム課所管分の説明は終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 続けて、堅田防災防犯対策課長、説明願います。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課が所管する分につきまして、歳出から、主に右側説明欄で御説明させていただきます。

予算書の43、44ページをお願いいたします。

中段、2款1項13目 防犯対策費の防犯対策事業のうち、防犯設備設置費補助金66万7,000円の減額は、執行見込みが確定したため減額するものでございます。

次に、51、52ページをお願いします。

中段、2款7項1目 交通安全対策費の交通安全推進事業の後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金258万3,000円の減額ですが、これは、65歳以上の高齢者の方が後付け安全運転支援装置を購入及び設置した場合に補助するもので、執行見込みが確定したためです。

次に、77、78をお願いします。

9款1項2目 非常備消防費の非常備消防活動事業の消防団活性化事業委託料78万5,000円、操法大会設営委託料7万5,000円、バス等借上料20万円、1つ飛んで、消防車積載用等備品購入費44万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、操法大会の中止による事業の未執行分の減額によるものです。

次に、3目 消防施設費の消防施設設置事業のうち、消防団積載車購入費を259万8,000円減額いたしますが、これは、積載車2台分購入の入札残によるものです。

一番下、消防施設維持管理事業の残置防火水槽撤去工事費126万5,000円の減額ですが、これは、民地にありました防火水槽の撤去工事の入札残によるものです。

79、80ページをお願いいたします。

4目 災害対策費の災害対策事業の訓練会場整備委託料133万円の減額ですが、これは、市防災訓練を新型コロナウイルス感染症対策に配慮した訓練内容に変更したことによる執

行残でございます。

その下のブロック塀等撤去事業費補助金51万2,000円の減額ですが、これは、本年度の補助見込みが確定したための執行残によるものです。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。

17、18ページをお願いします。

14款2項6目 消防費国庫補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金25万6,000円の減額ですが、これは、歳出で御説明しましたブロック塀等撤去事業費補助金を減額したことによるものです。

続きまして、21、22ページをお願いします。

15款2項1目 総務費県補助金の高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金を129万2,000円減額いたします。これも歳出で御説明いたしました後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金を減額したことによるものです。

下から2行目、8目 消防費県補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金12万8,000円の減額ですが、これは、国費と同様に県費も減額するものでございます。

その下、南海トラフ地震等対策事業費補助金199万5,000円の増額ですが、これは、先ほど申し上げました消防団の積載車2台の購入に当たりまして、当初3分の1補助で見込んでおったんですが、2分の1に補助率が上がったためでございます。

次に、29、30ページをお願いいたします。

20款5項3目 雑入の消防団員退職報償金241万4,000円の減額ですが、これは、令和2年度で退職した団員の支給額が確定したためです。

次に、31、32ページをお願いします。

21款1項4目 消防債の消防団積載車購入事業460万円の減額ですが、これは、先ほどから繰り返しておりますけれども、車両購入事業費の確定、金額が確定したために減額するものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正です。

4行目の防犯対策事業1,264万8,000円ですが、これは、9月補正でお認めいただきました豊明市にあります3駅周辺の防犯カメラを設置する事業でございますけれども、設置場所の選定につきまして、市と愛知署と地元の3者で決定することとなっておりますが、愛知署との調査の予定が合わず、当初より予定が遅れたため繰り越すものでございます。

その下から2行目、消防施設維持管理事業560万7,000円ですが、これは消火栓設置負担金で、こちらも9月補正でお認めいただきましたけれども、愛知中部水道企業団の工事予

定が遅れているため繰り越すものでございます。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。

4行目の消防団積載車購入事業の限度額が2,610万から2,150万円に変更となっております。これは、31、32ページで御説明させていただきました補助金と事業費の確定により減額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、税務課が所管する歳出の主なものについて御説明いたしますので、補正予算書43ページ、44ページをお願いします。税務課所管分につきましては、46ページの中段までございますので、よろしく願いいたします。

43ページ下段、2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費におきまして1,025万5,000円を減額し、合計2億5,109万3,000円とするものでございます。減額の主な要因は、入札残及び執行残額を減額するものでございます。

以上、歳出に続き歳入を説明いたしますので、補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。

9ページ上段、個人市民税は3億7,000万円を増額し、44億8,733万8,000円を計上しております。主な要因は、当初予算では新型コロナウイルス感染症を考慮し大きく減額いたしましたが、影響が見込みよりも小さかったため増額するものでございます。

次に、中段、固定資産税は4,000万円を増額し、44億3,228万2,000円を計上しております。主な要因は、土地が開発により地目変更等したことにより増額といたしました。

次に、下段、たばこ税は2,000万円を増額し、3億8,640万9,000円といたしました。こちらは、売上げ本数の減少幅が小さかったため増額といたしました。

次に、23ページ、24ページをお願いいたします。

15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金です。24ページ中ほど、1 徴税费委託金、説明欄、県民税徴収事務取扱委託金を1,430万9,000円増額いたしました。こちらは、個人市民税と合わせて県民税を徴収するため、県から支払われる委託金です。個人市民税が増えたため増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 加藤債権管理課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、債権管理課が所管するものについて御説明をしますので、補正予算書45、46ページをお開きください。

46ページの下段、2 徴収事務事業の説明欄を御覧ください。

収納事務を230万円減額します。これは、令和2年度中の正規職員の減員に伴い、雇用を予定していた会計年度任用職員について、令和3年度の人事異動により正規職員が元の人数に戻ったため予算執行しなかったこと及び徴収専門員の退職に伴うものです。

その下、会計年度任用職員期末手当を42万円、会計年度任用職員費用弁償を2万円減額します。これは、収納事務と同様、雇用予定であった会計年度任用職員を雇用しなかったことによるものです。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書47ページ、48ページをお開きください。

上段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費のうち、右ページの2 住民記録電算処理事業のうち、説明欄2行目、住民記録システム改修委託料457万6,000円増額します。こちらは、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るシステムを改修するため増額するものです。

その下、3 戸籍住民基本台帳事務事業、説明欄1行目、住民基本台帳事務120万円減額します。これは、住民基本台帳事務に関わる会計年度任用職員が年度途中で退職等により執行しなかった分を減額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、15ページ、16ページをお開きください。

中段、14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金の説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を418万円増額します。先ほど歳出で御説明した住民記録システム改修費委託料に対する補助金であります。

続きまして、8ページをお開きください。

上段の表、繰越明許費補正、5行目、2款3項 住民記録電算処理事業457万6,000円は、先ほど歳出で御説明した転出・転入手続ワンストップ化の改修です。国が早期に全国で実現できるよう補正予算に計上したものであります。早く事業着手に資するよう、国が令和3年度中に交付決定を行う予定、また、補助金の調定をする必要があるとのことから3月補正に計上させていただきましたが、事業完了は困難であるため繰越しをするものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） 続きまして、監査委員事務局所管の補正予算について説明いたします。

予算書の51ページ、52ページをお願いいたします。

上段、2款6項1目 監査委員費は21万3,000円の減額です。これは、監査委員参加予定の総会、研修会が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止になったため、旅費を減額するものです。

以上で監査委員事務局所管の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、11ページ、12ページの一番下の地方交付税の普通交付税についてですけども、今回、4億7,758万7,000円ということでかなり増額してます。合計も本当に2倍くらい例年よりも上がってる状況なんですけども、この要因、先ほど何か再算定によってということもちょっとお聞きしましたけど、この要因をちょっともう少し説明をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 国に当初で見込んでいた以上に税などの歳入が入ってきたということで、国のほうで交付税の再算定というのがありまして、今年度中に、今年度発行予定の臨時財政対策債の一部を今年度中に早めに交付税措置があるということで通知がありました。そういうことで、この普通交付税を増額し、逆に臨時財政対策債のほうを減額したということです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、確認なんですけども、この臨財債を、この普通交付税に切り替えたというような認識でいいかどうかということと、先ほど国のほうの税の歳入が入ってきてということだったんですけども、金額が本当、倍ぐらいになっているんですけども、どういった税が、こんなにも倍ぐらい財源が上がったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 切り替えたというか、交付税措置を現金化、早めにされたものですから、臨時財政対策債、借りれるんですけども、借りても借金というんですか、た

だの借金になりますので、減額させていただいたということになります。

税などは、ほかに消費税交付金のほうも増額しておりますので、そういった消費税とかいろんな税のほうで、当初、国のほうが見込んでいた以上に入ってきたということだと思います。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 40ページの中学校トイレ改修工事3億8,700万、これを今期の補正で上げる理由は何でした。その理由をお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 国費が充当されるんですが、その国費が3年度は前倒しになりました。既に内定は1月28日に受けております。この関係で、当初は4年度当初に計上させていただく予定だったんですが、今回に回させていただいた次第でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 分かりました。

あと、改修工事費のこの予算3億8,748万6,000円、この中には設計委託も工事費も2つ入ってるんでしょうか。入ってるなら内訳を教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えします。

これは全て工事費でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 同じく中学校トイレの改修ですけども、各校でどれぐらいの箇所数ができるのか、これで完了なのか。3年間ということなんで多分まだ途中なのかなと思う

んですけども、どれぐらいできるのかお聞かせください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、各学校、3中学校の箇所数から申し述べます。

まず、豊明中学校は校舎2棟で6か所、栄中学校は校舎2棟で7か所と屋外トイレ1か所の計8か所、沓掛中学校は校舎2棟で計8か所の合計22か所でございます。これは今回で終了するわけではなく、計画としては令和5年、中学校のトイレ改修工事につきましては、令和5年度で完了予定をしております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 補正予算書の26ページの一番下の土地建物売払代金ですけども、これ、どういった土地、建物があるのか、あと、いろいろ種類があるなら内訳等もお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 土地建物売払代金の内訳ですが、一番大きいところは沓掛町柿ノ木の東部保育園用地となっております。こちらがおよそ1億3,200万円ぐらいです。

続きまして、2つ目が阿野町昭和の水路となっております。こちら、民間企業への払下げ、売払いとなっております。金額としましてはおよそ80万円ぐらいです。

そして、3つ目が阿野町西ノ海戸の道路用地と水路の用地となっております。こちらも民間への払下げとなっております。金額、およそ770万円程度です。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの土地建物売払代金ですけども、まず、柿ノ木地区の坪単価がどれぐらいなのか。これは、路線価から出されてるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちらは路線価から出しております。

坪単価につきましては……。すみません、後ほどお答えします。すぐ計算します、すみません。

○総務委員長（月岡修一議員） では、後ほど答弁してください。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 40ページの公共施設管理事業の総務費営繕工事費が5,970万減で、先ほどの説明で多世代の関係の残金ということですが、これは全て多世代交流の工事の残金という理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 事業は、この総務費営繕工事費の中に幾つかございますが、結果的に多世代交流館整備工事費、ほとんど、100%ではございません、ほぼこの多世代交流館整備事業の執行見込みということになっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、もう多世代交流は、工事費の増額はないという理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先のことで申し訳ございませんが、もう一回変更契約が予定をしてます。専決で予定、最終日、予定はさせていただいておりますが、その金額はもう上がっております。それはここに増額として含まれておりますので、ここにも計上は加算されております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 52ページの後付け安全装置258万3,000円の減、余ったんですけど、これ、実際に利用された人数の概略ぐらい分かりますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

よろしいですか。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 件数につきましては16件となっております。令和3年度ですね、令和3年度の1月末で16件となっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 すみません、今の関連で、後付け安全運転支援装置……。

（マイク、マイクの声あり）

○堀内ちほ委員 すみません。今の関連ですが、この減となった理由を教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 一番大きな理由としましては、令和3年の10月末をもちまして国のほうのサポカー補助金、こちらが廃止になりました。そちらのほうの影響で申請等が少なかったというふうに見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） ちょっと先ほどの不動産、土地建物の売払代金の金額のほうが出ましたのでお答えさせていただきたいと思います。

坪単価ということですので、おおよそ20万円です。

あと、鑑定、積算の根拠ですが、路線価というふうに申し上げましたが、不動産鑑定評価のほうを取っておりますので、そちらに訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 44ページの上の行政手続オンライン化関係委託料ですけれども、具体的にどういった手続がオンライン化されるのでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小川情報システム課長。

○情報システム課長（小川正寿君） こちらについては、国のほうで一定の手続が決められております。それが、子育て関係、例えば、児童手当の現況届ですとか氏名変更、住所変更の届出、あと、子育て関係で15手続が決まっております。介護関係では要介護認定申

請ですとか更新申請、被保険者証の再交付など11手続、合わせて26手続が該当となっております。あと、引越しワンストップもこの関連で手続ができるということになります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この委託料の積算根拠と、これって随意契約なのか一般入札等をされるのか、お願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

小川情報システム課長。

○情報システム課長（小川正寿君） これは、マイナンバーカードと連携するぴったりサービスからの連携になりますので、今、番号連携サーバーを受託しておるところと契約をするというところを考えております。

以上です。

積算根拠については、この後の契約がありますので、システムの構築と、あと、ファイアウォールとか、そういった通信のものが入っておるところということでお願いしたいと思えます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 36ページの2款 総務費、2目の秘書人事管理費の中の中段、職員健康診断事業の職員健康診断等委託料のこの減の理由を説明していただけますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） こちらの職員健康診断委託料につきましては、社会保険に加入している……。すみません、こちらの健康診断につきましては、会計年度任用職員と再任用の短時間の職員を対象としました委託でございまして、契約の入札残となっております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

議長。

○議長（一色美智子議員） 今の件で、ちょっと関連でお聞かせください。

健康診断ということでとても重要だと思うんですけども、職員の皆さん、されたのか、されなかったのかというのが、ちょっと聞きたいです。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 職員は別で人間ドックのほうを受診をしております。こちらの職員定期健診につきましては、先ほどお話しさせていただきました会計年度任用職員、再任用の職員を対象といたしまして保健センターのほうで実施をしております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） すみません、受診につきましては、実績としまして、令和3年度は382名が受診をしております。この健康診断の委託料については、382名の受診となっております。

（率の声あり）

○秘書広報課長（馬場千春君） 率ですか。

（ほとんど受けてるとかの声あり）

○秘書広報課長（馬場千春君） はい、そうで……。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁、よろしいですか。

○秘書広報課長（馬場千春君） ほとんどの職員が受診をしておりますので、受診率につきましては、率につきましては、後ほど、すみません……。

（すみません、もう一回の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 多くの方がこちらの健康診断を受けていただいております。今、手元でちょっと受診率は分かりかねますが、総数としましては382名が受診ということになっております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 土屋副市長。

○副市長（土屋正典君） 職員がきちんと健康診断を受けてるかという御心配のお声だと思います。

人数、先ほど申し上げましたけども、ほとんどの職員が受けておりますので、実際には配偶者のほうの勤務先の関係でそちらを受けたりとか、ここに上がってくるのはいわゆる

社会保険料のところの仕組みで行う健康診断のことをやっておりますので、だから、ここで受けてなくても御主人のほうの、いわゆる配偶者のほうのね、会社の健康診断を受けたりとかそういったこともありますので、おおむねといいますかね、きちんと受けていただいているという解釈でよろしいかと思えます。

○総務委員長（月岡修一議員） 議長、よろしいですか。

○議長（一色美智子議員） はい。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 8ページ、お願いします。繰越明許費のところですが、9番の消防費、これが消火栓の設置負担金で一財から560万7,000円、これが繰越明許になっている理由と、あと、詳細内容、分かる範囲で教えてください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、消火栓の設置につきましては愛知中部水道企業団が行い、それに対して私どもが負担金としてお支払いするものになっております。

場所につきましては、令和3年の当初予算で1か所、この間の9月補正で2か所お認めいただいて、計3か所になっております。

こちらのほうの工事につきまして、愛知中部水道企業団のほうに確認しておるんですけども、材料費というか材料等も含めて、若干令和4年度にかかりそうだということで、今回繰越しをお願いした次第でございます。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの48ページの住民記録システム改修委託料と44ページの行政手続オンライン化の関係委託料についてですけども、この住民記録システム改修のほうは転出・転入の手続のオンライン化ということですので、やはりその転出元だったりとか転入先の市町村もやってないとなかなか手続というのは難しいんじゃないかなと思うんですけども、これ、他市だったりとか周辺の市町村の状況、どういう……。これ、実施するのか、来年度にやるのかどうかということと、その行政手続オンライン化についても、その周辺の市町村などの状況についても分かればお願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） こちらの改修なんですけれども、あくまでも各自治体の判断で補助金のほうを活用して改修を行うものであります。

近隣の市町なんですけれども、具体的には聞いてはおりませんので分かりかねるんですが、ただ、市民生活に関係するサービスとして国も積極的に支援をするということで、10分の10、補助金対応としております。引越しワンストップサービスとしてうたっている以上、改修しないからサービスが実現できないということにはならないというふうに聞いております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

小川情報システム課長。

○情報システム課長（小川正寿君） オンライン化手続について、近隣の状況も回答します。

正確には調査しておりませんが、国のほうがオンライン化を4年度末までに全自治体にやりたいという意向で、デジタル化を強く推進して補助金を設置しておるものでございます。

また、引越しワンストップについても、同様に全自治体に取り組んでいかないと転入手続のワンストップがなかなかできないということもあって、国のほうからは、自治体の判断ではありますけれども、積極的にやってほしいというようなこともありますので、どこの自治体も、最初は足踏みをしてたところですけども、やってく方向で検討が進んでいるというふうには理解しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 繰越明許の消防、8ページ、消防維持560万7,000円、この先ほどの理由は、市と愛知署と地元で協議ですけど、愛知署の手続が遅れてるから……。

（防犯の補正ですかの声あり）

○宮本英彦委員 ごめんなさい、防犯のほうね。防犯対策事業。駅周辺防犯カメラ設置工事の繰越明許ですけど、これ、それぞれの駅、3駅に10個ずつで30個つけるというその工事だと思うんですけど、その遅れの理由が愛知署ということですけど、これは繰越

しにして、令和4年度の上期というか、いつ頃まで完了予定かは、ある程度予測はできるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらの防犯対策事業の1,264万8,000円の件ですね。

（はいの声あり）

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、令和4年度の早い時期というか、4、5、6ぐらいまでには終わらせたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑ある方。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第29号の補正予算（第13号）ですけれども、この所管部分については賛成としたいと思います。

ただ、1点、ちょっと申し上げたいと思います。

行政手続オンライン化の関係委託料と住民記録システム改修の委託料についてですけれども、いずれもマイナンバーカードに関してなんですけど、確かに、これ、取り組んでいくと住民の方のその利便性というのが非常に向上されるかなというふうに思っております。

問題だと思っておりますのは、やはり国のそういった進め方でちょっと問題があるんじゃないかなと思ってまして、そういったリスクに対する説明であったりだとかリスク対策がまだまだ少ないんじゃないかなと。

その反面、そういったポイントを使って、そういったカード取得への利益誘導していたり、自治体に取り組んでいかなければならないような、そういう状況をつくって進めてきているというような部分も感じますので、そういったところはあるかなと。

ただ、そういったことで利便性は上がるということはあるんですけども、それと同時に、やはり漏えいだったりとかそういった流出、それによってそのなりすまされたりとか悪用など、そういった危険性も出てくるかなというふうに思いますので、今、現状でも他の自治体でそういったカードの紛失だったりとか取り違えということも現状起こっているそうです。なので、そういったことがこの本市ではないように、取扱いには本当に慎重に十

分注意していただくということと、そういった漏えい、流出がないようにしっかり対策を取っていただく。先ほどの個人情報保護の条例改正でもありましたけども、やはり自治体独自のそういった対策等を検討していただく必要があるかなというふうに思いますので、そういったことをお願いすると。

それと、もう一点、そのリスクに対しての説明、それもしっかり市民にしていくということをお願いしまして、賛成とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号のうち、本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時58分閉会